

○工事及び業務における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について(依命通達)

(平成13年4月1日施第632号会計課長，施設課長依命通達，所管各庁の長あて)

改正 平15. 4. 1 施 579

令 2. 3.31 施1193

工事及び業務における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続については、今般、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号。以下「法」という。）及び法第15条第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）において、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備するよう定められた趣旨等を踏まえ、下記により行うこととしたので、遺憾のないよう配意願います。

記

1 定義

- (1) この通達において「工事」とは、法務省所管契約事務取扱規程（平成12年12月26日法務省会訓第1702号大臣訓令。以下「契約規程」という。）第6条第1項に規定する工事をいう。
- (2) この通達において「業務」とは、契約規程第6条第1項に規定する業務をいう。
- (3) この通達において「一般競争入札方式」とは、平成15年4月1日付け法務省施第574号会計課長・施設課長依命通達「建設工事の競争入札方式による発注手続について」（以下「工事発注通達」という。）2(1)に規定する方式及び令和2年3月31日付け法務省施第1191号会計課長・施設課長依命通達「建築関係建設コンサルタント業務等の発注手続について」（以下「業務発注通達」という。）1(2)に規定する手続が適用されるものをいう。
- (4) この通達において「公募型指名競争入札方式」とは、工事発注通達2(2)に規定する方式をいう。

- (5) この通達において「工事希望型指名競争入札方式」とは、工事発注通達 2 (2)に規定する方式をいう。
- (6) この通達において「簡易公募型プロポーザル方式」とは、業務発注通達 1 (1)イに定める手続が適用されるものをいう。
- (7) この通達において「標準プロポーザル方式」とは、業務発注通達 1 (1)ウに定める手続が適用されるものをいう。
- (8) この通達において「簡易公募型競争入札方式」とは、業務発注通達 1 (2)イに定める手続が適用されるものをいう。
- (9) この通達において「標準指名競争入札方式」とは、工事発注通達 2 (2)に規定する方式及び業務発注通達 1 (2)ウに定める手続が適用されるものをいう。
- (10) この通達において「総合評価落札方式」とは、平成17年 6 月15日付け法務省施第1060号会計課長・施設課長依命通知「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドラインについて」に基づく方式をいう。
- (11) この通達において「技術資料作成要領」とは、工事発注通達 8 (3)アに規定する技術資料作成要領をいう。
- (12) この通達において「送付資料」とは、工事発注通達 9 (2)アに規定する送付資料をいう。
- (13) この通達において「参加表明書提出説明書」とは、業務発注通達 4 (1)イに規定する参加表明書提出説明書をいう。
- (14) この通達において「技術提案書提出説明書」とは、業務発注通達 4 (3)イ(ア)に規定する技術提案書提出説明書をいう。
- (15) この通達において「業種区分」とは、契約規程別表第 3 の 1 に規定する業種区分をいう。
- (16) この通達において「有資格者」とは、契約規程第 8 条本文に規定する「工事の有資格者」をいう。

2 対象となる工事及び業務

- (1) 本通達による苦情処理の対象となる工事及び業務は、以下のとおりとする。

ただし、国の行為を秘密にする必要がある工事及び業務並びに予定価格が250万円を超えない工事及び予定価格が100万円を超えない業務を除く。

ア 一般競争入札方式による工事及び業務

- イ 公募型指名競争入札方式による工事
- ウ 工事希望型指名競争入札方式による工事
- エ 簡易公募型プロポーザル方式による業務
- オ 標準プロポーザル方式による業務
- カ 簡易公募型競争入札方式による業務
- キ 標準指名競争入札方式による工事及び業務
- ク 随意契約方式による工事及び業務（上記エ及びオを除く。）

- (2) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる工事及び業務並びに「公共工事の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）4の対象となる業務については、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定）に基づく政府調達苦情検討委員会による苦情処理が行われるため、本通達による苦情処理の対象としない。

3 一次苦情申立て

(1) 欠格理由等の通知

ア 欠格理由の通知

支出負担行為担当官は、一般競争入札方式において、競争参加資格の確認申請を行った者のうち当該入札に係る工事又は業務について競争参加資格がないと認めた者に対して、競争参加資格がないと認めた旨及びその理由（以下「欠格理由」という。）を書面により通知するものとする。

イ 不指名理由の通知

支出負担行為担当官は、公募型指名競争入札方式及び工事希望型指名競争入札方式において、技術資料を提出した者並びに簡易公募型競争入札方式において、参加表明書を提出した者のうち当該入札に係る工事又は業務について指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及びその理由（以下「不指名理由」という。）を書面により通知するものとする。

ウ 不選定理由の通知

支出負担行為担当官は、簡易公募型プロポーザル方式において参加表明書を提出した者のうち当該入札に係る業務について選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及びその理由（以下「不選定理由」という。）を書面により通知するものとする。

エ 不採用理由の通知

支出負担行為担当官は、簡易公募型プロポーザル方式及び標準プロポーザル方式において技術提案書を提出した者のうち当該入札に係る業務について採用しなかった者に対して、採用しなかった旨及びその理由（以下「不採用理由」という。）を書面により通知するものとする。

(2) 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は以下のとおりとする。

ア 一般競争入札方式

(ア) 競争参加資格の確認申請を行った者のうち、発注者である支出負担行為担当官による欠格理由の通知を受理した者で、当該欠格理由に対して不服がある者は、当該支出負担行為担当官に対して欠格理由についての説明を求めることができる。

(イ) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、発注者である支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

イ 公募型指名競争入札方式

技術資料を提出した者のうち、発注者である支出負担行為担当官による不指名理由の通知を受理した者で、当該不指名理由に対して不服がある者は、当該支出負担行為担当官に対して不指名理由についての説明を求めることができる。

ウ 工事希望型指名競争入札方式

(ア) 技術資料を提出した者のうち、発注者である支出負担行為担当官による不指名理由の通知を受理した者で、当該不指名理由に対して不服がある者は、当該支出負担行為担当官に対して不指名理由についての説明を求めることができる。

(イ) 当該入札と同一の業種区分に登録がある有資格者のうち、当該工事の技術資料の提出を求められなかったことに対して不服がある者は、発注者である支出負担行為担当官に対して技術資料の提出を求められなかった理由についての説明を求めることができる。

エ 簡易公募型プロポーザル方式

(ア) 参加表明書を提出した者のうち、発注者である支出負担行為担当官

による不選定理由の通知を受理した者で、当該不選定理由に対して不服がある者は、当該支出負担行為担当官に対して不選定理由についての説明を求めることができる。

- (イ) 技術提案書を提出した者のうち、発注者である支出負担行為担当官による不採用理由の通知を受理した者で、当該不採用理由に対して不服がある者は、当該支出負担行為担当官に対して不採用理由についての説明を求めることができる。

オ 標準プロポーザル方式

- (ア) 技術提案書を提出した者のうち、発注者である支出負担行為担当官による不採用理由の通知を受理した者で、当該不採用理由に対して不服がある者は、当該支出負担行為担当官に対して不採用理由についての説明を求めることができる。
- (イ) 当該発注と同一の業種区分に登録がある業務の有資格者のうち、当該業務の技術提案書の提出を求められなかったことに対して不服がある者は、発注者である支出負担行為担当官に対して技術提案書の提出を求められなかった理由についての説明を求めることができる。

カ 簡易公募型競争入札方式

- (ア) 参加表明書を提出した者のうち、発注者である支出負担行為担当官による不指名理由の通知を受理した者で、当該不指名理由に対して不服がある者は、当該支出負担行為担当官に対して不指名理由についての説明を求めることができる。
- (イ) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、発注者である支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

キ 標準指名競争入札方式

当該入札と同一の業種区分に登録がある工事又は業務の有資格者のうち、当該入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、発注者である支出負担行為担当官に対して指名されなかった理由についての説明を求めることができる。

ク 随意契約方式（上記エ及びオを除く。）

当該契約と同一の業種区分に対応する建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設

業法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。)又は当該契約と同一の業種区分に登録がある業務の有資格者で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、発注者である支出負担行為担当官に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(3) 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、以下に掲げる期間内に、書面により、発注者である支出負担行為担当官に対して行うことができるものとする。書面には、申立て者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事又は業務、不服のある事項及び不服の根拠となる事項等について記載しなければならない。

ア 前記3(2)のア(ア)、イ、ウ(ア)、エ(ア)及びカ(ア)に掲げる苦情については、当該支出負担行為担当官から欠格、不指名又は不選定の通知を受けた日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内とする。

イ 前記3(2)のウ(イ)、オ(イ)、キ及びクに掲げる苦情については、当該支出負担行為担当官が指名した者又は随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内とする。

ウ 前記3(2)のエ(イ)及びオ(ア)に掲げる苦情については、支出負担行為担当官から通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内とする。

エ 前記3(2)のア(イ)及びカ(イ)に掲げる苦情については、当該支出負担行為担当官が落札者決定に関する公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内とする。

(4) 苦情の申立てへの回答

苦情の申立てがあつた場合は、当該支出負担行為担当官は、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(以下「回答書」という。)により回答するものとする。

ただし、前記3(2)のエ(イ)及びオ(ア)に掲げる苦情にあつては、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、回答書により回答するものとする。

なお、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相

当の理由があるときは、回答期間を延長することができる。

(5) 苦情の申立ての却下

当該支出負担行為担当官は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができる。

(6) 苦情の申立てについての教示

支出負担行為担当官は、前記 3 (1) の通知において、苦情の申立てができる旨を教示すること。

(7) 苦情処理手続に係る明示

前記 3 (1) から (4) までに係る手続については、入札説明書、技術資料作成要領、送付資料、参加表明書提出説明書又は技術提案書提出説明書に記載すること。

ただし、前記 3 (2) のウ (イ)、オ (イ)、キ及びクに係る手続については、当該所管各庁において掲示等により明示すること。

(8) 苦情処理結果の公表

支出負担行為担当官は、(4) の回答を行ったときには、申立者の提出した書面及び回答書を、原則として閲覧により速やかに公表するものとする。

4. 再苦情の申立て

(1) 再苦情の申立てができる者及び同申立てができる範囲

前記 3 (4) の回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、当該支出負担行為担当官に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

(2) 再苦情の申立ての方法

ア 再苦情の申立ては、当該支出負担行為担当官から前記 3 (4) の回答書を受け取った日から 7 日（休日を含まない。）以内に、書面により当該支出負担行為担当官に対して行うことができるものとする。

書面の記載事項は、前記 3 (3) と同様とし、同項に「申立者」とあるのは「再苦情申立者」と、「申立ての対象」とあるのは「再苦情申立ての対象」と読み替えるものとする。

イ 再苦情の申立てがあった場合は、当該支出負担行為担当官は、速やかに法務省大臣官房施設課経理係経由で、平成 9 年 4 月 1 日付け施設課長決裁「法務省入札監視委員会の設置及び議事運営要領」により設置され

る入札監視委員会（以下「入札監視委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

(3) 再苦情の申立てへの回答

支出負担行為担当官は、申立者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を書面により回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは各委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い当該支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要を申立者に対し明らかにするものとする。

(4) 再苦情の申立ての却下

支出負担行為担当官は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、申立て後7日（休日を含まない。）以内に、その申立てを却下することができる。

(5) 再苦情の申立てについての教示

前記3(4)の回答書中に、再苦情の申立てができる旨を教示するものとする。

(6) 再苦情処理手続に係る明示

前記4(1)から(3)までに係る手続については、前記3(7)の方法により明示するものとする。

(7) 再苦情処理結果の公表

支出負担行為担当官は、(3)の回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答書を、前記3(8)の方法により公表するものとする。

附 則

前記2(1)のうち、予定価格が1,000万円を超えない工事及び予定価格が500万円を超えない業務については、当面の間、苦情処理の対象から除外するものとする。

附 則

本件は、令和2年4月1日以降に入札公告等を行う法務省所管に係る工事及び業務についての契約の入札等から適用する。